

競争参加資格に関する内規

平成21年 3 月27日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第135号

最新改正 令和 4 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この内規は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）における物品の製造、物品の販売、若しくは役務の提供等に際し、依頼先を一般競争入札又は指名競争入札（以下総称して「競争」という。）の方法により決定する場合の競争に参加できる者の資格について、必要な手続等を明確にし、契約の公正を期するとともに事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この内規において次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 「契約総括責任者」とは、契約に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第134号）第 4 条で定める者をいう。
- 二 「契約責任者」とは、契約に関する内規第 6 条で定める者をいう。

第 2 章 資格審査

(競争に参加できる者)

第 3 条 競争に参加できる者は、全省庁統一資格を有する者（以下「競争参加資格者」という。）とする。ただし、契約に関する内規第13条第二号に定める場合は、この限りでない。

- 2 競争に参加しようとする者であって、入札書および入札関連資料（以下「入札書等」という。）の提出期限において全省庁統一資格を有さない場合であっても、入札公告等にて指定する期限までに次条第 1 項で定める書類を提出した場合は、審査の上、当該案件で指定する等級を有する者を競争参加資格者とみなし入札に参加できるものとする。

(審査方法)

第 4 条 前条第 2 項に規定する資格審査については、次の書類を提出させる。

- 一 競争参加資格等級確認申請書
- 二 等級確認項目記載表

- 2 審査の項目、付与数値及び等級格付け並びに等級別予定価格の範囲は全省庁統一資格に準拠する。

(資格審査の結果の通知等)

第 5 条 契約総括責任者は、第 4 条に規定する資格審査の結果については、申請者に対し通知するものとする。また、競争参加資格を有すると認められなかった場合にも同様とする。

- 2 競争参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた者から請求がある場合には、契約総括責任者は、当該請求を行った者に競争参加資格を有すると認められなかった理由について、通知するものとする。

第 3 章 競争参加基準

(参加者の資格)

第 6 条 競争に参加できる者は、競争参加資格者とし、全省庁統一資格の基準による予定価格に対応する等級に格付けされた者とする。

- 2 ただし、契約に関する内規第13条第二号に定める場合を除くほか、契約総括責任者が契約上必要と認める時は、前項の規定にかかわらず、1 級上位及び 1 級下位、1 級上位若しくは 2 級上位又は 1 級下位若しくは 2 級下位の等級に格付けされた者を参加させることができるものとする。

3 契約責任者は、契約案件の特殊性により、契約総括責任者が特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、全ての等級の者を物品の製造、物品の販売及び役務の提供等の競争入札に参加させることができる。

(技術力ある中小企業者等の入札参加)

第7条 契約責任者は、前条の規定にかかわらず、物品の製造、物品の販売（自らが製造した物品の販売に限る。）及び役務の提供等の入札について、次のいずれかに該当する技術力を有すると認められた者の入札も認めることができる。

- 一 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績を証明できる者であること。
- 二 全省庁統一資格の基準により定めた資格の等級に付与された数値合計に次の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者であること。

項 目	区 分	加算数値
特許保有件数 (当該入札物件等に関連する特許)	3 件以上	1 5
	2 件	1 0
	1 件	5
技術士資格保有者数 (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	9 人以上	1 5
	7 ～ 8 人	1 2
	5 ～ 6 人	9
	3 ～ 4 人	6
	1 ～ 2 人	3
技能認定者数 (特級、一級、単一等級) (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	1 1 人以上	6
	9 ～ 1 0 人	5
	7 ～ 8 人	4
	5 ～ 6 人	3
	3 ～ 4 人	2
	1 ～ 2 人	1

注a 特許には、海外で取得した特許を含む。

b 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

三 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第15項の規定による特定補助金等（廃止前の新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第2条第7項に規定する特定補助金等を含む。）の交付を受けた中小企業者等であり、当該入札に係る物品の製造、物品の販売及び役務の提供等に関する技術的能力を証明できる者であること。

四 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第108条第1項（廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第30条の25第1項を含む。）に基づき株式会社産業革新投資機構の支援決定を受けた対象事業者又は当該対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物品の製造、物品の販売及び役務の提供等に関する技術的能力を証明できる者であること。

五 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者であり、当該入札に係る物品の製造、物品の販売及び役務の提供等に関する技術的能力を証明できる者であること。

第4章 資格者指名停止措置

(指名停止の手続等)

第8条 契約総括責任者は、契約に関する内規第10条で規定する契約審査委員会の審査を経て、指名停止及び指名停止の解除の措置を行うものとする。

2 契約総括責任者は、指名停止の措置が行われたときは、停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る競争参加資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る競争参加資格者が現に指名されている場合は、指名を取り消すものとする。

3 契約総括責任者は、第1項の指名停止の期間中、機構が一般競争入札を実施する場合、当該指名停止に係る競争参加資格者を入札に参加させてはならない。

(指名停止の基準)

第9条 契約総括責任者は、競争参加資格者が別表第1各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該競争参加資格者について指名停止の措置を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第10条 競争参加資格者が一の事案により別表第1各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 競争参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第1各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

一 競争参加資格者が、別表第1各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 競争参加資格者が、別表第1第7号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を超え3ヵ年を経過するまでの間に、別表第1第7号の措置要件に該当することとなったとき。

三 競争参加資格者が、別表第1第8号又は第9号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を超え3ヵ年を経過するまでの間に、別表第1第8号又は第9号の措置要件に該当することとなったとき。

3 競争参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため別表第1各号及び前二項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 競争参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の競争参加資格者について、極めて悪質な事由又は情状酌量すべき特別の事由が明らかとなったときは、別表第1各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第11条 契約総括責任者は、指名停止の期間中の競争参加資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該競争参加資格者に係る指名停止を解除するものとする。

(下請負人及び事業協同組合に関する指名停止)

第12条 契約総括責任者は、第8条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき競争参加資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人について、指名停止を併せ行うものとする。

2 契約総括責任者は、第8条第1項の規定により事業協同組合について指名停止を行うときは、当該事業協同組合の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該事業協同組合の競争参加資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、指名停止を併せ行うものとする。

3 契約総括責任者は、第8条第1項又は前二項の規定による指名停止に係る競争参加資格者を構成員に含む事業協同組合について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の通知)

第13条 契約総括責任者は、第8条第1項の規定により指名停止を行い、第10条第5項の規定により停止の期間を変更し、又は第11条の規定により停止を解除したときは、当該競争参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の取り扱い)

第14条 契約責任者は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合で、契約の相手方が特定されるときは、あらかじめ総務課長及び契約審査責任者の合議を経たうえで契約総括責任者の最終決裁を受け、指名停止期間中の競争参加資格者を随意契約の相手方とすることができる。

2 前項に掲げる場合を除いて、指名停止期間中の競争参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請等の禁止)

第15条 契約総括責任者は、指名停止期間中の競争参加資格者が、機構の発注する工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第16条 契約総括責任者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該競争参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 契約総括責任者は、前項の規定により措置を受けた競争参加資格者が、当該措置を受けた日から1ヵ年を経過するまでの間に、前項の規定による措置を受ける事態を繰り返した場合は、別表第1各号に定める期間の範囲内で指名停止を行うことができるものとする。

第5章 雑則

(必要な事務手続き)

第17条 契約総括責任者は、書類の書式その他この内規の実施に必要な事務手続きを定めることができる。

附 則

この内規は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年3月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成31年3月1日から施行する。

2 平成31年3月31日以前を有効期間とする資格の申請に関する事務については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 資格者指名停止措置の要件

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 機構発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る一般競争（指名競争）参加資格審査申請書、競争参加資格審査票、その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合 (過失による粗雑業務) 2 機構発注の契約業務を過失により粗雑にしたと認められる場合 3 機構発注の契約業務に瑕疵があると認められる場合 (契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注の契約業務の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 機構発注の契約業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合 (安全管理措置の不適切により生じた業務関係者事故) 6 機構発注の契約業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合 (贈 賄) 7 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が機構職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） (2) 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）で(1)に掲げる者以外の者（以下「一般職員等」という。） (3) (1)及び(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上6ヵ月以内 2週間以上4ヵ月以内 1ヵ月以上6ヵ月以内 2週間以上4ヵ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上12ヵ月以内 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内
(独占禁止法違反) 8 機構発注の契約業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」と	当該認定をした日から 3ヵ月以上9ヵ月以内

いう。) 第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合 (談 合) 9 機構発注の契約業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (不正又は不誠実な行為) 10 前各号に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、契約業務の相手方として不適当であると認められる場合 11 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約業務の相手方として不適当であると認められる場合	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上9ヵ月以内
--	---